

# 案件概要表

日付 2025 年 4 月 30 日  
JICA コスタリカ事務所

## 1. プロジェクト名

国名: コスタリカ

プロジェクト名:

第三国研修 [障害者のエンパワーメントと自立生活への国家支援の改善]

## 2. 事業の背景と必要性

### (1) コスタリカ及びラテンアメリカ・カリブ諸国における障害者分野の現状と課題

コスタリカは障害者の自立生活を推進してきた。その成功は草の根レベルと政治レベルで見ることができる。

政治レベルでは、コスタリカは人権を尊重する民主的な国として広く認知されている。障害者支援については、1973 年の国立リハビリテーション・特別教育評議会 (CNREE) の設立、1996 年の障害者機会均等法 7600 号の制定、1999 年の障害者に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する米州条約の批准 (法律 7948 号)、2008 年の障害者人権条約の批准 (法律 8661 号) などが、障害者の人権と機会均等を推進する国の方針を示している。

法律第 7600 号の制定後、コスタリカは物理的な障壁を取り除き、障害者のための保健や教育などの基本的なサービスを普遍化するために、アクセシビリティの改善を進めてきた。

2008 年以降、障害者支援のパラダイムは、障害者のエンパワーメントと、市民の権利を行使し、障害者の生活の質を向上させるための政治的影響力によって、最大の変貌を遂げ始めた。CNREE と JICA との間の Kaloie プロジェクト (2007-2012) の実施と、日本のメインストリーム協会との JICA 知識共創プログラム (KCCP) 「障害者の自立生活」 (2008-2010, 2011-2013) の実施は、コスタリカの障害者支援の社会モデルへの変化の鍵となった。自立した生活と障害者の個人的な自立を求める運動は、長期にわたってコスタリカの力強さと支援とともに歩んできた。

グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカを受益国とする JICA の KCCP プログラム「障害者の自立生活 (2008-2010)」の実施は、障害者の自立生活運動に大きな影響を与え、本コースの帰国研修員の地域ネットワークを形成した。高い需要により、第 2 回「障害者の自立生活」コース (2011-2013 年) が実施された。このコースでは、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカ、ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルー、ベネズエラの障害者と介助者が、日本での自立生活の理念と実践を学んだ。

社会運動と政治的活動のおかげで、コスタリカは障害者問題に関連する法律において歴史的な進歩を遂げた。

まず、2016年に「障害者の自立促進に関する法律第9379号」が採択された。この新法により、コスタリカは障害者の介助者派遣に対する国家補助制度を確立し、セーフガード制度の創設により、障害者のコスタリカ国民としての法的平等を確立した。

第二に、CNREEは2015年に国家障害者審議会(CONAPDIS)に移行し、国の障害者政策の意思決定への障害者の社会参加がより一層可能になった。

草の根レベルでは、日本の「障害者の自立生活」研修の帰国研修員が2012年に設立したモルフォ自立生活センターが、ラテンアメリカ諸国の自立生活運動に顕著な影響を与えた。モルフォセンターは、ラテンアメリカで最初の障害者によるセンターであり、その設立は、コスタリカにおける障害者の自立生活運動の集大成を示すものである。

9379号法を実施するため、CONAPDISは介助者を派遣するシステムを管理する新しい自立・社会保護ユニットを設立した。

モルフォ自立生活センターは、介助者を派遣する仕組みを確立するためにCONAPDISと、介助者の育成と認定を行うためにINA(国立職業訓練校)と、助言と調整を行っています。

コスタリカは、障害者政策の先駆けとして、また障害者のエンパワーメントのために市民社会が積極的に参加することで、個人の自立を促進するための経験と優れた実践を、この地域の国々で実施するためのロールモデルとしている。

ラテンアメリカ諸国の状況を見ると、自立生活運動は最近力をつけてきている。しかし、これらの国々で障害者の自立生活を完全に実現するには、いくつかの障害がある。主な障害は、障害者の個人的な自立に対する国の支援の欠如、医学的な障害モデルへの固執、障害者の社会参加を伴わない障害に関する公共政策である。障害者の人権を要求するために、権限を与えられた障害者や障害者のリーダーを頼りにしている国もある。しかし、彼らが市民としての権利を持って自立した生活を満足に送れるような国家的・法的支援はない。

一部の国では、障害の社会モデルによる政策が進んでいる。しかし、統治機関は障害者の積極的な参加なしに障害者政策を決定している。

これらの国の障害者は、それぞれの国の市民社会や政治、社会、経済への参加に含まれるよう、「私たち抜きに私たちのことは何も語れない」というスローガンを求めて声を上げている。

コスタリカの経験や優れた実践は、法律の司法的支援による国の障害者政策の最先端、国際協力の支援による障害者のエンパワーメントによる市民社会の積極的参加など、ラテンアメリカ諸国に適用されるべきロールモデルである。第三国研修コースは、ラテンアメリカ諸国における障害者の自立生活運動を強化し、全人口のためのインクルーシブで公平な大陸の確立につながるであろう。

## (2) ラテンアメリカ・カリブ諸国及びコスタリカにおける日本及び JICA の障害分野支援方針と本事業の位置づけ

コスタリカ共和国に対する日本の援助方針は、コスタリカに対する日本の協力の優先分野の一つとして格差是正を示しており、障害者支援をその主要なプログラムとしている。日本は1979年に日本人ボランティアをコスタリカに派遣して以来、障害者支援の分野で協力してきた。それ以来、技術協力プロジェクトや知識共創プログラムといった様々な協力形態を通じて、コスタリカはこの分野における日本の長期的な支援に恩恵を受けてきた。日本は、コスタリカにおける長年にわたるこの地域の主要援助国である。

### **3. プロジェクトの概要**

範囲：参加者は、障害の社会モデルに従って、コスタリカにおける障害の理論的、法的、哲学的基礎を学ぶ。参加者は、インクルーシブで公平な社会を構築するための変革の担い手として、障害者のエンパワーメントと市民参加のプロセスを認識する。参加者は、組織間の調整と障害者の参加者と行動を確認する。

#### (1) 場所

コスタリカ共和国、大都市圏（GAM）およびペレス・ゼレドンにある施設。

#### (2) 概算費用

10,703,000 円（日本側）

#### (3) 協力期間：2023年9月～2026年3月

#### (4) 投入

##### a. 日本側

- i. 海外研修員の航空券、日当、宿泊費、海外旅行保険料
- ii. 参加国への技術フォローアップミッションの派遣
- iii. 必要に応じて国際手話通訳者の備上費用

##### b. コスタリカ側

- i. コスタリカ人スタッフの講師および事務スタッフとしての業務
- ii. コースの実施に必要な研修施設、設備、運営費；
- iii. 地図や写真などの資料、本コースに関連する情報。

#### (5) 本事業の裨益者：(直接) コスタリカからの研修コース参加者

アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ

(間接) 参加国の障害者部門

(6) その他プロジェクト関連

1) 日本のプロジェクト

CNREE との技術協力プロジェクト「**Kaloie Project**」(2007年～2012年)

主な活動

- (1) 障害に関する様々な省庁間や部門間連携
- (2) 医療リハビリテーションサービスの質の向上
- (3) 障害者就労の促進
- (4) NGO とコミュニティベースのリハビリテーションの強化
- (5) 障害者のエンパワーメント

CNREE との第三国研修「**コミュニティに根差したインクルーシブ開発**」(2012年～2014年)

- (1) コミュニティベースの包括的開発戦略の紹介
- (2) コスタリカの障害者政策とその応用

草の根技術協力事業「**自立生活推進プロジェクト**」(2012-2017) (モルフォプロジェクト、NGO との技術協力プロジェクト)

- (1) 自立生活センターの運営
- (2) モルフォセンターの各種サービスの改善

**障害者社会支援システム構築プロジェクト**(モルフォプロジェクトフェーズ2(2017-2023))

- (1) 障害者社会支援システムの構築
- (2) 法第 9379 号の実施促進。

2) その他の開発パートナーのプロジェクト

他の援助機関によるこの分野での進行中の協力はない。

#### 4. プロジェクトの内容

(1) 全体目標

受益国における社会的包摂と障害者の権利擁護のためのプロジェクト提案の実施を可能にする、エンパワーメント、市民参加、制度間調整の理論的・実践的ツールの交換を促進する。

(2) プロジェクトの目的

- i. 参加者は、コスタリカにおける障害の理論的、法的、哲学的基礎を学ぶ。  
コスタリカにおける障害の理論的、法的、哲学的基礎（障害の社会モデル）を学ぶ。

- ii. 参加者は、障害者のエンパワーメントと市民参加のプロセスを認識する。  
参加者は、インクルーシブで公平な社会を構築するための変革の主体としての障害者のエンパワーメント、インクルーシブで公平な社会を構築するための変革の担い手としての障害者のエンパワーメントと市民参加のプロセスを認識する。
- iii. 参加者は、制度間の連携と障害者の参加のための行動を特定する。
- iv. 知識を得た参加者は、国別の行動計画を作成する。

### (3) アウトプット

#### 1. 参加国の理解

- コスタリカの障害者社会支援モデルを理解する、
- 国庫補助金を利用したパーソナル・アシスタントの派遣制度とその研修、
- インクルーシブで公平な社会を構築するための変革の担い手として、障害者に力を与えることの重要性を理解する。

#### 2. 障害者支援のための国の障害関係機関の地域的な組織的・人的ネットワークを構築する。

障害者支援のための障害者関連国家機関の地域的・人的ネットワークを構築する。

### (4) 活動

協力期間中の計画活動は以下の通りである：

- 1-1. 知識を活用するための提案書を作成する際に、講師がそれぞれのケースを考慮しながら、様々な手法についてアドバイスを行う。
- 1-2. 全国自立生活支援のPDCAサイクルを指導する。
- 1-3. 自立生活支援に関する体験を共有する。
- 1-4. 講師は、研修で学んだ知識をもとに、アクションプランの改善状況をモニタリングする。

以上